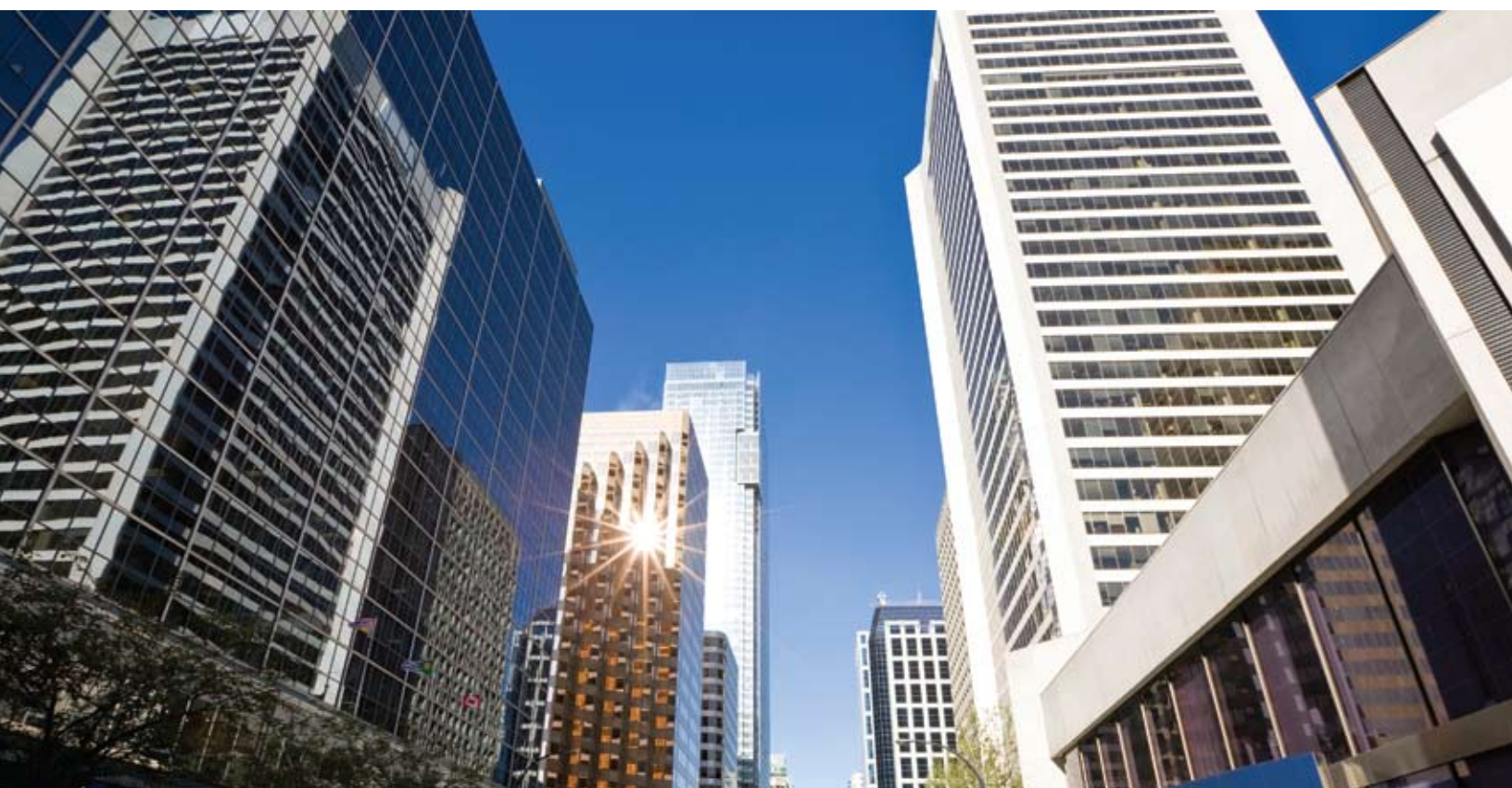


企業融資と財務  
国際財政活動に対する税制上の優遇措置



国際金融活動 (IFA: International Financial Activity) プログラムに登録した企業は、所得の全額が州所得税の返還対象となるため、2009年の段階では19%の連邦法人所得税のみの納付義務となります

**グローバルな事業展開のための流動性管理**

- デリバティブ (金融派生商品) を除いた、非居住者 (企業) との短期投資取引 (2008年~)
- 非居住者関連会社との間での、通貨にこだわらないローンと預金
- 居住者 (企業) のための、非居住者 (企業) が発行したカナダ金融市場に上場していない証券ポートフォリオの管理
- 非居住者関連会社のための投資管理

**直接金融リースによる非居住者 (企業) への賃貸**

**管理サービス**

- 非居住者 (企業) 金融業の金融活動に直接関る管理業務

**非居住者 (企業) のための外国為替の管理**

**非居住者 (企業) のための財務に関するアドバイスおよびリサーチ**

**ファクタリング (売掛債権買取) と売掛債権**

- 償還請求権なしで購入された売掛債権の、非居住者 (企業) からの回収
- 非居住者 (企業) 間における売掛金の回収

**財務リスク管理**

- 非居住者 (企業) の人材または資産に関する、生命、疾病、事故以外のリスクの引受け、または再引受け。キャプティブを含む。

**マネージメントサービス**

- 企業本社が行う、戦略的マネージメントサービスである非居住者 (企業) の事業に直接関係するマネージメントサービス、および、給与、諸手当、人材の調達および選択、トレーニングと開発などの人的資源サービス。

**IFAプログラム加入企業の2012年の純法人所得税率は、15%になる予定です**

カナダの法人所得税率は、2012年にはG7諸国で最も低いものになる予定です

- カナダは、2012年に15%になるまで、連邦法人所得税率を削減してゆく予定です。

2009	19.0%
2010	18.0%
2011	16.5%
2012	15.0%

ブリティッシュ・コロンビア州は、法人所得税率を10%まで下げようとしています

- 2008年には、法人所得税が12%から11%まで引き下げられました。将来的なさらなる引き下げで、2011年1月1日には、州法人税率は10%になる予定です。

バンクーバーは、サービスに対する総合税指数が4番目に低い都市 (10カ国102都市中) です

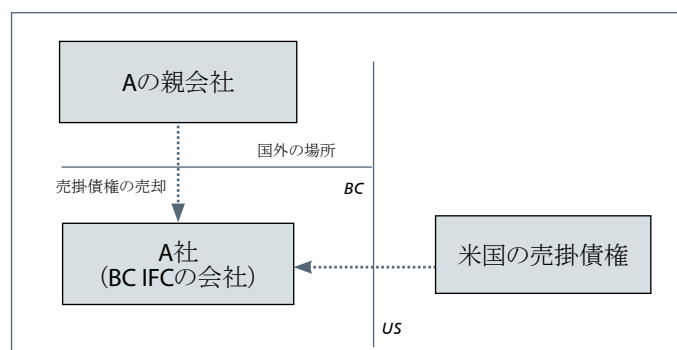
都市名	総合税指数 (サービス)
バンクーバーのIFAプログラム加入企業	65
バンクーバーのIFAプログラム非加入企業	77
アトランタ	93
トロント	95
デンバー/ヒューストン	102
シカゴ /ボストン/サンディエゴ	105
ニューヨーク	110
サンノゼ	112
シアトル	125

「KPMG Competitive Alternatives 2008、税金に焦点をあてた特別報告」総合税指数には、所得、資本、資産、地方法人および賃金ベースの税金を含む、企業に課せられる全ての税金を含む。

## 企業グループ内でのファクタリング（売掛債権買取）で、増収が見込めます

### 実例

- Aの親会社が売掛債権を無償還でA社（BC IFCの会社）に売却する。
- A社がIFAプログラムに登録する。
- A社は、Aの親会社の米国での売掛債権の回収業務を継続する。非居住者（企業）から売掛債権を回収する業務で得た収益は、州税の還付対象になる。



### コメント

- BC IFCの会社は、北米事業への国際的な融資構造としての役割を果たす。
- 日本企業は、ファクタリング業務による所得に対しての25%\*という、純法人税率の恩恵に与ることができる。これは、35%~40%という米国の現在の税率に比べて好条件である。

\* 日本の国際税制による外国企業法に準拠するため、IFCプログラムは有効税率を25.1%より低くは設定しないものとする。

### 実例

#### 仮定

- 米国の売掛債権：一億ドル
- 売掛債権の回転率：月ごと
- 非償還ファクタリングの割引率：2%
- 米国の税率：40%
- カナダ（BC州）税率：30%

#### 分析

ファクタリングによる所得 （一億ドルを12ヶ月間、2%で運用した場合）	2,400万ドル
ファクタリングによる所得に対する税金 （有効税率25%とした場合）	600万ドル
このシステムを活用しない場合にファクタリングによる収入にかかる税金 （米国の税率を40%とした場合）	960万ドル
節税額	360万ドル

日本政府は先ごろ、企業の海外所得の日本への送金を促す目的で、税制を大きく変更しました。

2009年4月1日に発効する予定の新制度では、一般的に海外子会社から受領した配当のほとんど全てが課税対象から除外されます。従来の制度では、日本企業が配当として本国に送り戻した海外所得は、通常日本国内で課税され、海外で支払った全ての税額は外国税額控除として扱われました。

これにより、日本の多国籍企業は、国際財務活動（IFA: International Financial Activity）プログラムによる低税率の恩典を受けることが可能になるのです。

## 雇用者も税金還付を受けられる場合があります

IFAプログラムで働くためにカナダ国外から来た雇用者は、IFAスペシャリストとして登録することができます。

- スペシャリストは、IFAによる雇用所得に対するブリティッシュ・コロンビア州税の75%の還付を、最高で5年間受けることができます。
- IFAスペシャリストとは、特定の専門知識を提供するためにカナダ国外から転勤した人材であり、カナダ入国前に雇用の合意が必要です。

- 書面による契約で、個人的な仕事時間の70%を国際金融業務に費やすことを記載する必要があります。
- バックアップオフィスサービス、管理補助サービス、マネージメントサービスおよび特許業務を専門知識とする雇用者は、対象外となります。

## IFC BC連絡先

ブルース・フレックスマン (Bruce Flexman)

所長 (President)

電話: 604.683.6627

ファクス: 604.683.6626

Eメール: [bflexman@ifcbc.com](mailto:bflexman@ifcbc.com)

国際金融活動 (IFA: *International Financial Activity*) プログラムは、ブリティッシュ・コロンビア州財務省 (BC Ministry of Finance) ~前スモールビジネスおよび歳入省 (BC Ministry of Small Business and Revenue) ~が運営しています。このプログラムへ加入するためには、特定の条件を満たす必要があります。詳細は、次に記載する財務省のウェブサイトをご照会ください。  
[www.sbr.gov.bc.ca/business/Income\\_Taxes/International\\_Financial\\_Activity/ifa.htm](http://www.sbr.gov.bc.ca/business/Income_Taxes/International_Financial_Activity/ifa.htm).

ブリティッシュ・コロンビア州国際金融センター (IFC BC: *International Financial Centre British Columbia*) は、教育程度が高く多言語をあやつる労働力、高度に発達した通信インフラおよび高い生活水準など、企業投資の対象地としてブリティッシュ・コロンビア州のもつ多くの利点を伝える目的で、1986年に設立された非営利団体です。

ここに記載される情報は、利用者の便宜と案内の目的でのみ作成されたものであり、法律に代わるものではありません。国際金融活動法 (IFAA: *International Financial Activity Act*) の活用を検討している企業は、自社独自の状況にIFAAの法律が適用されるか否かに関し、専門知識のある各自のアドバイザーにご相談ください。

2009年11月